

平成27年度第3回大阪府環境審議会リサイクル製品認定部会【議事録】

平成28年2月16日（火曜日）

開会 午後15時00分

司会（岡野課長補佐）

定刻になりましたので、ただいまより、「平成27年度第3回大阪府環境審議会リサイクル製品認定部会」を開催させていただきます。皆様方にはお忙しい中ご出席いただきまして、誠にありがとうございます。

本日の司会進行を担当いたします大阪府資源循環課環境産業技術グループの岡野でございます。よろしくお願い申し上げます。

それでは、開催にあたりまして、資源循環課長の西村からご挨拶を申し上げます。

西村課長

資源循環課長の西村でございます。よろしくお願いいたします。当部会も今年度3回目を迎えます。委員の皆様方におかれましては、日頃から、本府の環境行政、とりわけ循環型社会形成の推進にご協力いただき、誠にありがとうございます。

リサイクル製品認定制度につきましては、昨年6月にいただきました環境審議会答申を受け、繰り返しリサイクルされる製品の認定スキームの創設などを行うため、7月と9月に開催しました本部会にて「認定要領」の改正につきまして貴重なご意見を賜り、ありがとうございました。

その結果を踏まえまして、昨年11月に、参考資料で示しておりますが、認定要領等を改正いたしました。改めまして、委員の皆様へ感謝申し上げます。引き続き、質の高いリサイクルの推進に努めてまいりたいと思います。

さて、本日の議題でございますが、1つ目は、「『なにわエコ良品ネクスト』の対象とする製品について」です。新たな認定スキームを創設するにあたり、まずは、製造者自らが回収するものを対象としてスタートしました。その

他どのような回収の形態があるかについて、さらに情報収集等を行いながら検討していくとさせていただいておりました。その後の検討状況等についてご説明いたします。

また、議題の2つ目で、昨年12月から本年1月に受付いたしました、本年度第2回目の申請製品についてご審議いただきたいと考えます。本件については、2月10日付けで大阪府知事から環境審議会会長あて諮問をさせていただいております。

本日もお手元に多数の資料を用意させていただいております。誠に恐縮でございますが、何とぞ忌憚のないご意見を賜りますようお願いいたします。簡単ではございますが、開会の挨拶とさせていただきます。

本日はどうぞよろしく願いいたします。

岡野補佐

次に、本日の出席委員をご紹介します。本部会は、「参考資料2『委員名簿』」にお示ししておりますとおり、5名の委員にご参画いただいております。本日は、窓側から、惣田委員、中浜委員、福岡委員、藤田委員、麓委員にご出席いただいております。

「参考資料1」にございますように、部会運営要領第3条第2号により、会議の開催には、二分の一以上の出席が必要となっております。本日の出席委員は5名全員がご出席ですので、会議として成立していることをご報告します。

本部会の議長は、部会運営要領の第3の第1号により、部会長に務めていただくことになっております。福岡部会長に、以降の議事進行をお願いいたします。

福岡部会長

こんにちは。部会長の福岡でございます。会議を進めてきますので、よろしく願いいたします。今回の議題は2つありますが、議事に入ります前に、審議の公開・非公開の取り扱いの考え方について事務局から説明をお願いします。

福田主査

環境産業技術グループの福田と申します。どうぞよろしくお願ひいたします。本日の審議事項は、「会議次第」にありますとおり、「『なにわエコ良品ネクスト』の対象とする製品について」に関する事項と、「申請製品の審査」に係る事項の2議題でございます。

「ネクスト」の対象とする製品の検討につきましては、昨年度より検討を重ねております制度改正に関連する事項でございます。当該事項については、平成26年度第2回に開催しました部会にて原則公開で行うことと決定しております。

今回の審議内容についても、企業のノウハウ等、情報公開条例の規定に該当する情報を取り扱うことはございませんので、「公開」にてご審議いただきたいと思います。

申請製品の審査に係る事項につきましては、製品の製造工程など、公にすることにより申請者の利益を害する可能性のある情報が含まれると考えられます。

よって、情報公開条例の規定に該当すると考えられるため、平成25年2月22日に開催された本部会にて、「非公開」として取り扱うことと決定されております。今回の部会においても、本議題については「非公開」にてご審議いただきたいと思います。

どうぞよろしくお願ひいたします。

福岡部会長

ただ今、事務局から説明がありましたが、いかがでしょうか。

それでは、まず「議題1」について、公開にて審議を進めたいと思います。

事務局から説明をお願いします。

福田主査

引き続きご説明させていただきます。どうぞよろしくお願ひいたします。

「議題1 『なにわエコ良品』の対象とする製品について」でございます。まずは、現在の状況をご説明させていただきます。

先ほどの課長挨拶でもございましたが、昨年11月に認定要領を改正いたしまして、繰り返しリサイクルされる製品である「なにわエコ良品ネクスト」の運用を開始しております。

早速、現在の認定製品の中に該当するものがあるということで、変更届出の提出がございました。2月1日付けで、1事業者の16製品について、初めて「ネクスト」に位置づけたところです。当該製品は、リーフレット掲載の病院用・学校用強化磁器食器でございます。

それでは、お手元に「資料1」をご用意ください。

まず、「1 前回部会までの検討の経緯」をご確認までにご説明させていただきます。

平成27年6月18日開催の環境審議会にて、「リサイクル製品認定制度のあり方について」を答申いただきました。その概要は、「『より質の高いリサイクル』（循環資源の質に応じたマテリアルリサイクル）を促進するため、『繰り返しリサイクルされている製品』を認定するためのスキームを追加し、2段階の認定制度に変更する。」、「使用済品がマテリアルリサイクルに馴染まないものについても、リサイクルの促進の観点から引き続き認定の対象とすることを基本とする。」としていただいております。また、「『繰り返しリサイクルされている製品』の認定の考え方としては、次のとおりとすることが適当である。」とし、「ア 使用済品を、生産者が自ら回収し、リサイクルすること。」、「イ 使用済品の回収ルートがある程度確立しており、リサイクルされる見込みが高いこと。ただし、この場合は使用済品が既存の回収ルートで回収できるか確認する必要がある。」としていただいております。

平成27年7月31日の第1回部会・9月11日の第2回部会にて、「ア 『当該製品の使用済品を製造者が自ら回収する』場合」について、「繰り返しリサイクルされる製品」として区分することとし、先行して制度改正することをご説明いたしました。

具体的には、「製造者が回収に主体的に関与するとき、『製造者が自ら回

収する』とみなす」こととし、次の①から③の事業者が使用者から使用済品を回収する場合といたしました。

①は「当該製品の製造者である事業者」、②は「当該製品の製造者である事業者の関連会社、会社法の親会社・子会社の関係にある事業者」、③は「当該製品の製造者である事業者より、当該製品の回収業務を受託している事業者」です。これらの事業者が回収する場合は、答申「ア」のパターンに当てはまるとして運用しております。

答申の「イ」については、次のような課題があることから、想定される回収ルート等について更なる情報収集や課題整理等を行い、認定基準への反映について検討することとしておりました。

1つ目の課題は「使用済品の回収ルートがある程度確立しており、製造者が自ら回収しない場合における回収主体としては、業界団体・販売者・再生事業者等が考えられ、回収に対する製造者の関与度合いが一律でないことが想定される。こういった場合、『製造者が自ら回収する』場合と同等に、『繰返しリサイクルされる製品』として同じカテゴリーで位置づけして問題ないか。」ということです。

2つ目の課題は、「業界団体等が回収している場合、同種の製品であれば認定の有無に係らず回収される可能性があるが、『個々の製品を認定することで循環型社会の形成に寄与する事業者を育成する』という本制度の趣旨に沿った制度改正となっているか。」です。

答申「ア」のパターンについては、平成27年11月2日に先行して「大阪府リサイクル製品認定要領」等を改正いたしました。

答申「イ」のパターンについては、課題について更なる検討を進めておりました。

1-3ページをご覧ください。「2 対象とする製品について(案)」としまして、「使用済品を回収するリサイクル製品」について事例調査を行った結果を表1-1にまとめました。

1-4ページをご覧ください。事例として、製品AからSまでの19製品を挙げております。これらの製品は、流通している具体的な製品が当てはまります。

これら、リサイクル製品であって、その使用済品が回収されている19事例のうち、製品AからNまでの14事例については、製造者自らもしくは製造者が委託する団体が回収しており、その回収に製造者が関与していましたので、答申「ア」のパターンに該当すると考えられました。

なお、これらの事例については、より多くのケースを収集するため、府域外から発生する循環資源を利用した製品、つまり、本制度にて認定対象外である製品についても記載しております。

その他の5製品のうち、製品Oと製品Pについては、空き缶や新聞用紙であり、答申「イ」の「ある程度回収ルートが確立している」とみなされる製品でしたが、こういった製品については使用済品が回収されることが一般的であり、認定制度により個別の製品を支援する必要性は低いと考えられました。

残りの製品Q・R・Sについては、紙製の事務用品・事業用の梱包用紙・プラスチック製のクリップボードでしたが、大阪府内43市町村の全てで使用済品の回収が対象となっておらず、または、消費者・使用者が再生事業者と個別契約によりリサイクルを行っていることがある製品であったので、「回収ルートがある程度確立している」とはいえない状況でした。

1-3ページにて、以上をまとめさせていただきます。

これらの状況を踏まえ、「『なにわエコ良品ネクスト』として区分する製品」については、現行の認定要領のとおり「使用済品を製造者が自ら回収する製品」とさせていただきたいと考えます。

今後、製造者が関与しないルートで使用済品を回収する認定製品があった場合には、「回収ルートがある程度確立しているか」など、その状況を勘案した上で、認定要領の改正について改めて検討したいと考えております。

製造者が回収に関与しないとして想定される事例としては、「製品の販売場所等において、販売者が使用済品を回収してリサイクルする場合」、「大規模小売店舗等において、テナント店舗が製造・販売している製品について、オーナー店舗が使用済品を回収してリサイクルする場合」などが考えられます。

再度検討を行う場合は、「『使用済品の回収ルートを使用者が容易に利用できるか』など、『回収ルートがある程度確立している』とみなせるか。」、

「『製造者が自ら回収する』製品と同等に取り扱うことで、事業者間に不公平が生じないか。」、「『個々の製品を認定することで循環型社会の形成に寄与する事業者の育成を図る』という本制度の趣旨に沿うか。」を勘案しつつ、検討を進めたいと考えております。

どうぞよろしく願いいたします。

福岡部会長

はい、前回の部会で事例を調査するとしておりました件について、事務局からご説明いただきました。

1から2ページでは、これまでの経緯もまとめてもらっています。

この議題について、ご質問はございますでしょうか。

3ページ網掛け部分の当面の方針、今後の検討の考え方・留意点についてはいかがでしょうか。

それでは、部会からは特に意見なしとして、制度を運用していただきたいと思えます。

福田主査

ご審議ありがとうございました。今回の事例収集により、認定製品の新たな候補も併せて調査することができましたので、当該製品の製造事業者様に制度のご案内をしたいと考えております。

福岡部会長

それでは、次の議題に移ります。

「議題(2) 平成27年第2回申請製品の認定について」は非公開。